

長崎県特定非営利活動促進法施行条例

平成10年10月16日

長崎県条例第27号

改正 平成15年3月17日条例第12号

平成17年3月22日条例第18号

平成17年12月26日条例第103号

平成20年10月14日条例第48号

平成20年12月24日条例第58号

平成24年3月23日条例第10号

平成29年3月24日条例第7号

平成30年3月30日条例第11号

令和3年3月26日条例第8号

注 令和3年3月から条文沿革を注記した。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2章、第3章及び第5章の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所又は居所

(2) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(3) 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号八に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号のいずれかの書面とする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項第2号に掲げる文書が外国語で作成されているときは、その訳文を添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員に係る同項の書面の添付を要しないものとする。
- (1) 知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により、他の都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関。)から、当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき。
- (2) 知事が住民基本台帳法第30条の8第1項第1号の規定により、当該役員に係る本人確認情報を利用することができるとき。
- 6 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 7 法第10条第4項の補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(令3条例8・一部改正)

(社員総会の議事録)

第3条 社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項の電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更)

第4条 法第25条第3項の規定による定款の変更認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第4項に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 第2条第6項及び第7項の規定は、法第25条第3項の認証について準用する。

3 法第25条第6項の規定により届出を行おうとする特定非営利活動法人は、規則で定める届出書に同項に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第6条 法第30条の規定による閲覧又は謄写の請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 閲覧又は謄写しようとする事業報告書等を特定するために必要な事項

2 知事は、前項の請求があった場合には、規則で定める場所において、これを閲覧又は謄写させるものとする。

3 知事は、前項の閲覧又は謄写について、その日時及び方法を指定することができる。

(解散の届出等の添付書類)

第7条 法第31条第4項の規定による解散の届出には、規則で定める届出書に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出には、規則で定める届出書に、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

3 法第32条の3の規定による届出には、規則で定める届出書に、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(合併の認証申請)

第8条 法第34条第4項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人(その合併後知事が所轄するものに限る。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定により添付する書類及び同条第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条第2項から第7項までの規定は、法第34条第3項の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第9条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(認定の申請等)

第10条 法第44条第1項の認定を受けようとする者は、規則で定める申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書について準用する。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第11条 法第52条第2項の規定による書類の提出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内にしなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第13条 法第55条第2項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行ったときは、事後遅滞なく、しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 法第56条の閲覧又は謄写の請求があった場合においては、第6条の規定を準用する。

(特例認定特定非営利活動法人への準用)

第15条 第10条第1項及び第11条から前条までの規定は、法第58条第1項の規定に基づく特例認定特定非営利活動法人の認定を受けようとするときについて準用する。

2 第11条から前条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第16条 法第63条第3項の申請を行おうとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第8条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第63条第1項又は第2項の認定に係る申請書を知事に提出しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

法律（平成14年法律第151号。次項において「デジタル手続法」という。）第8条第1項で定める縦覧等（同法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。以下本条において同じ。）は、法第30条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（次項において「書面等」という。）の縦覧等とする。

2 デジタル手続法第8条第1項の規定により、前項に規定する書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録（同法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書面の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

（令3条例8・一部改正）

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存）

第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項で定める保存（同法第2条第5号に規定する保存をいう。以下同じ。）は、次に掲げる書面（同法第2条第3号に規定する書面をいう。）の備置きとする。

- (1) 法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する財産目録
- (2) 法第28条第1項に規定する事業報告書等並びに同条第2項に規定する役員名簿及び定款等
- (3) 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録
- (4) 法第54条第1項（法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）に規定する書類
- (5) 法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する書類

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項の規定により、前項各号に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（同法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成）

第19条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項で定める作成（同法第2条第6号に規定する作成をいう。以下同じ。）は、次に掲げる書面の作成とする。

- (1) 法第14条に規定する財産目録
- (2) 法第28条第1項に規定する事業報告書等

(3) 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録

(4) 法第54条第2項及び第3項に規定する書類

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第4条第1項の規定により、前項各号に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第20条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項で定める縦覧等(同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。)は、次に掲げる書面の閲覧とする。

(1) 法第28条第3項各号に掲げる書類

(2) 法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)に規定する書類

(3) 法第52条第4項及び第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

(4) 法第54条第4項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する書類

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第5条第1項の規定により、前項各号に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書面の閲覧を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(令3条例8・一部改正)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第18号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第48号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項の改正部分は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの条例による改正前の長崎県特定非営利活動促進法施行条例（以下「旧条例」という。）第13条（旧条例第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の提出は、この条例による改正後の長崎県特定非営利活動促進法施行条例（以下「新条例」という。）第13条（新条例第15条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 認定特定非営利活動法人等による施行日の属する事業年度以前における旧法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項で定める保存及び同法第4条第1項で定める作成は、新条例第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第58条第1項の特例認定を受けた特例認定特定非営利活動法人とみなす。
- 5 施行日前に旧法第58条第1項の規定に基づき知事に対しされた仮認定の申請は、新法第58条第1項の規定に基づき知事に対してされた特例認定の申請とみなす。

附 則（平成30年3月30日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6項及び第7項並びに第20条第1項第3

号の改正規定は、令和3年6月9日から施行する。